

期 間 入 札 の 公 告

令和 8年 3月18日

甲府地方裁判所民事部執行係

裁判所書記官 松 沼 颯 太

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 8年 4月 2日 午前 8時30分から 令和 8年 4月 9日 午後 5時00分まで
開札期日	日 時 令和 8年 4月16日 午前10時00分 場 所 甲府地方裁判所売却場
売却決定 期日	日 時 令和 8年 5月14日 午前10時00分 場 所 甲府地方裁判所民事部執行係
特別売却 実施期間	令和 8年 4月17日 午前 9時30分から 令和 8年 4月21日 午後 4時30分まで
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書 (2) 銀行, 損害保険会社, 農林中央金庫, 株式会社商工組合中央金庫, 全国を地区とする信用金庫連合会, 信用金庫又は労働金庫の支払保証委託締結証明書
買受申出の資格の 制限(民事執行規則33条)	☆印を付した物件は農地であるので, 権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り, 買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため, 物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 8年 3月18日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。	



物 件 目 録

1 所 在 甲州市塩山下小田原字小田原橋

地 番 588番1

地 目 雑種地

地 積 915平方メートル

(現況)

地 目 宅地

所有者 亡B相続財産

2 所 在 甲州市塩山下小田原字小田原橋 588番地1

家屋 番号 588番1

種 類 公衆浴場

構 造 鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき平家建

床 面 積 263.50平方メートル

(未登記附属建物)

種 類 浴室

構 造 木造亜鉛メッキ鋼板葺平家建

床 面 積 約7平方メートル

(未登記附属建物)

種 類 浴室

構 造 木造亜鉛メッキ鋼板葺平家建

床 面 積 約7平方メートル

(未登記附属建物)



物 件 目 録

種 類 物置
構 造 軽量鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平家建
床 面 積 約15平方メートル
所有者 有限会社ゆうゆう倶楽部



物件明細書

令和 8年 1月23日

甲府地方裁判所民事部執行係

裁判所書記官 松 沼 颯 太

1 不動産の表示

【物件番号1, 2】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号1, 2】

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号1】

本件債務者有限会社ゆうゆう倶楽部が占有している。同人の占有権原は使用借権と認められる。

【物件番号2】

本件所有者有限会社ゆうゆう倶楽部が占有している。

5 その他買受けの参考となる事項

【物件番号1】

周辺隣地との境界が不明確である。

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」を御覧ください。



5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。



物 件 目 録

1 所 在 甲州市塩山下小田原字小田原橋
地 番 588番1
地 目 雑種地
地 積 915平方メートル

(現況)

地 目 宅地

所有者 亡B相続財産

2 所 在 甲州市塩山下小田原字小田原橋 588番地1
家屋 番号 588番1
種 類 公衆浴場
構 造 鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき平家建
床 面 積 263.50平方メートル

(未登記附属建物)

種 類 浴室

構 造 木造亜鉛メッキ鋼板葺平家建

床 面 積 約7平方メートル

(未登記附属建物)

種 類 浴室

構 造 木造亜鉛メッキ鋼板葺平家建

床 面 積 約7平方メートル

(未登記附属建物)



物 件 目 録

種 類 物置

構 造 軽量鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平家建

床 面 積 約15平方メートル

所有者 有限会社ゆうゆう倶楽部



令和7年(ケ)第25号

令和7年4月1日受理
令和7年9月30日提出

現況調査報告書

甲府地方裁判所
執行官 長谷川 毅 印

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物件目録

1 所 在 甲州市塩山下小田原字小田原橋
地 番 588番1
地 目 雑種地
地 積 915平方メートル

所有者 亡B相続財産

2 所 在 甲州市塩山下小田原字小田原橋 588番地1
家屋 番号 588番1
種 類 公衆浴場
構 造 鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき平家建
床 面 積 263.50平方メートル

所有者 有限会社ゆうゆう倶楽部



不動産の表示	「物件目録」のとおり								
住居表示	山梨県甲州市下小田原588番地1								
土地	物件 1								
現況地目	<input checked="" type="checkbox"/> 宅地（物件 1） <input type="checkbox"/> 公衆用道路（物件 ） <input type="checkbox"/> 雑種地（物件 ）								
形状	<input type="checkbox"/> 建物図面（各階平面図）のとおり <input checked="" type="checkbox"/> （概ね）土地建物位置概略図のとおり								
占有者及び占有状況	<input type="checkbox"/> 土地所有者 <input checked="" type="checkbox"/> その他の者 上記の者が物件1の土地に、主に下記建物を所有し、占有している <input checked="" type="checkbox"/> 「占有者及び占有権原」のとおり								
下記以外の建物（目的外建物）	<input checked="" type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/> ある（詳細は「目的外建物の概況」のとおり）								
その他の事項									
建物	物件 2								
種類、構造及び床面積の概略	<input checked="" type="checkbox"/> 公簿上の記載と概ね同一である <input type="checkbox"/> 公簿上の記載と次の点異なる（ <input type="checkbox"/> 主である建物 <input type="checkbox"/> 附属建物） <input type="checkbox"/> 種類： <input type="checkbox"/> 構造： <input type="checkbox"/> 床面積：								
物件目録にない附属建物	<input type="checkbox"/> ない <input checked="" type="checkbox"/> ある <table border="0" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td style="font-size: 2em; vertical-align: middle;">{</td> <td style="padding-left: 5px;">種類： ※ 4枚目の「未登記附属建物等の概略等」</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="padding-left: 5px;">構造： のとおり</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="padding-left: 5px;">床面積：</td> </tr> </table>			{	種類： ※ 4枚目の「未登記附属建物等の概略等」		構造： のとおり		床面積：
{	種類： ※ 4枚目の「未登記附属建物等の概略等」								
	構造： のとおり								
	床面積：								
占有者及び占有状況	<input checked="" type="checkbox"/> 建物所有者（有限会社ゆうゆう倶楽部） <input type="checkbox"/> その他の者 上記の者が本建物を 公衆浴場施設（休業中） として管理し、占有している <input type="checkbox"/> 「占有者及び占有権原」のとおり								
上記以外の敷地（目的外土地）	<input checked="" type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/> ある（詳細は「目的外土地の概況」のとおり）								
その他の事項	1 平成25年10月建築（主である建物。登記記録上） 2 本件建物の施設名は「くあほうす神金村」である。 3 本物件は、以前、社会福祉法人小田原福祉会の管理する土地内にある源泉から分湯を受け、掛け流しにより、クアハウスを運営していた施設である。								
執行官保管の仮処分	<input checked="" type="checkbox"/> ない <table border="0" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td style="font-size: 2em; vertical-align: middle;">{</td> <td style="padding-left: 5px;">地方裁判所 支部 平成 年()第 号</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="padding-left: 5px;">保管開始日 平成 年 月 日</td> </tr> </table> <input type="checkbox"/> ある			{	地方裁判所 支部 平成 年()第 号		保管開始日 平成 年 月 日		
{	地方裁判所 支部 平成 年()第 号								
	保管開始日 平成 年 月 日								
土地建物の位置関係	<input type="checkbox"/> 建物図面（各階平面図）のとおり <input checked="" type="checkbox"/> （概ね）土地建物位置概略図のとおり								

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

(占有関係用 (単独))

占有者及び占有権原 (物件 1 関係)	
占有範囲	■全部 <input type="checkbox"/>
占有者	■債務者 (有限会社ゆうゆう倶楽部) <input type="checkbox"/>
占有状況	■敷地 <input type="checkbox"/> 駐車場 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 居宅 <input type="checkbox"/> 事務所 <input type="checkbox"/> 店舗 <input type="checkbox"/> 倉庫 <input type="checkbox"/> 物置
■関係人(■●A●● (債務者取締役) <input type="checkbox"/> ()) の陳述 / <input type="checkbox"/> 提示文書() の要旨	
占有権原	<input type="checkbox"/> 賃借権 ■使用借権 <input type="checkbox"/>
占有開始時期	平成25年10月 7日
最初の契約日	平成25年10月 7日頃
契約等期間	平成25年10月 7日 から <input type="checkbox"/> 年 月 日まで 年間 ■期間の定めなし
更新の種類別	<input type="checkbox"/> 合意更新 <input type="checkbox"/> 自動更新 <input type="checkbox"/> 法定更新
現在の契約等期間	平成25年10月 7日 から <input type="checkbox"/> 年 月 日まで 年間 ■期間の定めなし
契約等貸主	■所有者 <input type="checkbox"/> その他の者 ()
当事者借主	■占有者 <input type="checkbox"/> その他の者 ()
賃料・支払時期等	毎 金 円 (毎 限り 分支払) <input type="checkbox"/> 前払 (分 円) <input type="checkbox"/> 相殺 (分 円)
敷金・保証金	<input type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/> ある (<input type="checkbox"/> 敷金 円 <input type="checkbox"/> 保証金 円)
特約等	<input type="checkbox"/> 譲渡・転貸を認める <input type="checkbox"/>
その他	
執行官の意見	■上記のとおり ■下記のとおり <input type="checkbox"/> 「執行官の意見」のとおり
占有開始時期は、物件2の建物の建築時期 (登記記録上) とした。	

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

未登記附属建物等の概略等

【物件2未登記附属建物1】(写真9ないし11参照)

種類 浴室

構造 木造亜鉛メッキ鋼板葺平家建

床面積 約7平方メートル

建築時期 平成28年頃

特記事項 当該浴室は、「家族風呂」として利用されていた建物である。当該家族風呂には、物件2の建物の「休憩室」南側の掃き出しのサッシを開けると出入りができる。物件2の建物と当該浴室との間に、塩ビ製の仕切り壁や雨除けが設置されている。

【物件2未登記附属建物2】(写真10ないし12参照)

種類 浴室

構造 木造亜鉛メッキ鋼板葺平家建

床面積 約7平方メートル

建築時期 平成28年頃

特記事項 上記未登記附属建物1と同じ。

【物件2未登記附属建物3】(写真13, 14参照)

種類 物置

構造 軽量鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平家建

床面積 約15平方メートル

建築時期 平成26年頃

特記事項 当該物置は、元々、軽食等を提供するキッチンとして設置されたもののようである。関係人の陳述によると、当該物置には、現在、本物件で使用していたリース物件が格納されているが、当該リース物件は、全て●A●●自身が買い上げた旨の陳述がある。

【附属構築物】(2基。写真6, 8参照)

種類 不詳(下記特記事項参照)

構造 鉄骨造ポリカーボネート葺

間口 約2.1メートル

奥行き 約1.8メートル

特記事項 当該構築物は、関係人の陳述によると、2基とも、サウナ室として利用するために、平成28年頃、建物所有者(有限会社ゆうゆう倶楽部)が譲り受けたものとのことである。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

その他の事項

- 1 接道関係は、写真15ないし18のとおり。なお、本件土地のうち、西側及び南側境界付近は、進入路部分を除き、概ね、コンクリート製の擁壁や石垣などで区画されている。本件土地と当該道路との間で、最も高低差のある地点は本件土地の南西角付近（高低差：約4メートル）で、当該道路は、同地点から、北側及び東側にかけて高くなる緩傾斜地を形成している。その他、本件土地の西側境界付近に側溝が設置されている。上記のとおり、本件土地と当該道路との間は石垣等が設置されていることなどから、両土地の境界が、外観上、判然としない。
- 2 本件土地（低）と北側隣地（地番601番1，590番2）（高）との間に高低差が認められる。なお、両土地の境界付近はコンクリート製の擁壁等が設置されているが、公図上の境界と当該擁壁等の形状で、異なる箇所が認められることや、擁壁等のどの位置が境界を示しているのか判然としないことなどから、両土地の境界は不明確と判断した（写真19，20参照）。
- 3 本件建物にかかる建物図面及び公図を基に現地確認や簡易計測をした結果及び関係人の陳述等によると、本件債務者（有限会社ゆうゆう倶楽部）の設置したインターロッキングが、東側隣地（地番588番3）上にも及んでいる（越境している）ものと思われる。この点、当該隣地を管理する社会福祉法人小田原福祉会（以下「小田原福祉会」という。）は、買受人に対し、越境している上記インターロッキングの撤去を求めるものと思われる。なお、上記のとおり本件土地と東側隣地は、外観上一体形成していることなどから、両土地の境界が、外観上、判然としない（以上、写真21ないし24参照）。
- 4 関係人の陳述によると、源泉は、現在、小田原福祉会と本件債務者の準共有であり、本件債務者は、令和3年頃まで分湯を受けていたようである。また、本物件は市の上水道に接続していないため、本件債務者は、小田原福祉会（具体的には、本物件の東側に位置する「萩の里」）から井戸水を供給してもらっていたようである。この点、関係人の陳述によると、小田原福祉会代表者は、買受人に対し、源泉を分湯する意思及び井戸水を使用させる意思がないものと認められるため、生活水の確保について検討する必要がある。その他、下水については浄化槽があるが、現地の状況及び関係人の陳述によると、当該浄化槽は、現在使用できない状態にあるものと思われる（当該浄化槽の存する場所として本件債務者取締役（●A●●）から指示された場所につき、写真25参照）。なお、当該源泉は、本物件敷地内に存在しないこと、当該源泉地を管理する小田原福祉会は、準共有者であった施設に対し、オーナーが交代したことなどを理由に当該源泉の供給を終了していること、買受人に対して、当該源泉を分湯する意思がないことを明確に表明していることなどから、当該源泉は利用できないものとして処理することが相当であると思われる。
- 5 関係人の陳述によると、本件建物（一部。●A●●から聴取した、床暖房の設置範囲（大凡の範囲）は間取図を参照されたい。）に床暖房が設置されているものと思われる。
- 6 現認した箇所はなかったが、本件建物（未登記附属建物を含む。）につき、経年劣化による不具合箇所の存在する可能性がある。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

その他の事項

- 7 隣接する公図上の「道」及び下記隣地（登記記録上の記載は下記のとおり）との境界が、外観上、判然としない。

地番	地目	地積	所有者
588番3	雑種地	152㎡	●C●●
590番2	雑種地	523㎡	●B●●
601番1	雑種地	1070㎡	●A●●
605番8	公衆用道路	92㎡	甲州市
602番3	公衆用道路	52㎡	甲州市
603番3	公衆用道路	50㎡	甲州市
603番5	公衆用道路	0.98㎡	甲州市
602番5	公衆用道路	10㎡	甲州市

- 8 本件土地に近接し、通路等として使用されている土地（登記記録上の記載は下記のとおり）は次のとおり。

地番	地目	地積	所有者
605番7	公衆用道路	5.98㎡	甲州市
605番8	公衆用道路	92㎡	甲州市
605番10	公衆用道路	20㎡	甲州市
602番3	公衆用道路	52㎡	甲州市
603番3	公衆用道路	50㎡	甲州市
603番2	公衆用道路	41㎡	甲州市
603番5	公衆用道路	0.98㎡	甲州市
602番5	公衆用道路	10㎡	甲州市
602番2	公衆用道路	9.52㎡	甲州市
585番2	公衆用道路	72㎡	甲州市
585番7	公衆用道路	0.22㎡	甲州市
586番5	公衆用道路	22㎡	甲州市
586番7	公衆用道路	0.40㎡	甲州市

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

関係人の陳述等	
陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
●A●● (債務者取締役)	<p>1 私は、有限会社ゆうゆう倶楽部（債務者）の取締役です。同社の代表取締役は、亡●B●●で、私のほか、取締役として●C●●がいます。</p> <p>2 上記3名は兄弟で、●B●●が長男、私が次男、●C●●が三男です。</p> <p>3 本物件は、●B●●が造成し、クアハウスとして営業するため、平成25年10月7日に、当社が物件2の建物を建てました。この施設の名称は、くあはうす神金村です。</p> <p>4 クアハウス（本件建物）では、社会福祉法人小田原福祉会（以下「小田原福祉会」という。）の敷地内にある源泉から温泉を引き込んでいました。源泉は、当時、小田原福祉会と当社及び近隣にある施設の、計3社の共有でしたので、ポンプの維持管理費用や修理費用などは、上記3社で負担していました。源泉利用料はかかりませんでした。なお、当該近隣にある施設はオーナーが交代したので、源泉は、現在、小田原福祉会と当社の共有となっています。</p> <p>5 クアハウスは上水道が接続されていないため、小田原福祉会（具体的には、本物件の東側にある老人ホーム「萩の里」）から井戸水を供給してもらっていました。</p> <p>6 令和3年頃から、本物件での営業を休止しており、その頃から、源泉や井戸水の供給は停止されています。</p> <p>7 敷地内に、本物件で使用する浄化槽が設置されていますが、壊れているため、現在、使用できません。</p> <p>8 本件建物の敷地（物件1の土地）は、●B●●の所有地ですが、当社と●B●●との間で地代の支払に関する取決めはしていませんし、契約書を作成したこともありません。当社は、物件1の土地を、本件建物の敷地として無償で使用しています。</p> <p>9 クアハウスの南側に、家族風呂として利用するための浴室（2棟）が設置されています。この浴室は、本件建物を建てた3年くらい後である平成28年頃、当社で築造したものです。</p> <p>10 クアハウスの北東側に、平成26年頃、当社の設置した物置があります。この建物は、以前、来場者のためのキッチンとして利用していましたが、現在は、物置状態となっています。この建物内に、本物件で使用していたリース物件が格納されていますが、これらのリース物件は、私が全て買い上げました。この物置には2室あり、それぞれ別の出入口が設置されています。</p>

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

関係人の陳述等	
陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
<p>●A●● (債務者取締役)</p>	<p>11 本件建物に設置されている露天風呂の北側及び南側に1基ずつ、鉄骨造の構築物があります。これらは、サウナとして使おうと思い、平成28年頃、当社が譲り受けたものです。</p> <p>12 本件建物の東側に、インターロッキング（舗装ブロック）が敷かれています。このブロックは、平成25年10月頃、当社が敷いたものですが、当該ブロックが東側隣地（地番588番3）に越境していることを認識しています。</p> <p>13 上記ブロックが敷かれていることもあり、本件土地と当該東側隣地との境界が分かりづらいかもかもしれませんが、電柱付近（南側）と石積み付近（北側）とを結んだ線が境界となると、私は認識しています。なお、上記境界線を基にすると、本件建物の北東側に位置する物置は、上記東側隣地に越境しておらず、本物件内に収まっていることとなります。一方、本物件の東側にある、老人ホーム萩の里で利用している浄化槽等も、上記東側隣地内に収まっており、本件土地に越境していないこととなります。</p> <p>14 当社が保有している源泉を、買受人に対し、売却することも譲渡することも考えていません。</p>

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

関係人の陳述等	
陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
<p>●D●● (小田原福祉会 事務局事務長)</p>	<p>1 社会福祉法人小田原福祉会は、本物件の近隣に位置する老人福祉施設ケアハウスサンリバー塩山及び老人ホーム「萩の里」(以下「萩の里」という。)を運営している法人です。</p> <p>2 本物件は、有限会社ゆうゆう倶楽部が、温泉入浴施設として建てた建物と認識していますが、同建物が建てられた平成25年10月頃から、同社が休業した令和3年頃まで、当福祉会の管理する土地内にある源泉から分湯していました。</p> <p>3 本物件は、市の上水道と接続していないため、萩の里で使用している井戸水を供給していました。なお、源泉同様、令和3年頃から井戸水の供給を停止しています。</p> <p>4 今は整備されていませんが、令和11年頃、本物件及びその近隣地域について、上下水道が開通する予定であると聞いています。</p> <p>5 本物件を温泉施設として利用したいので、源泉を分けてほしいとの要望があったとしても、当該源泉は、以前、近隣にある施設にも分湯していたのですが、その施設のオーナーが交代した後は、同施設への分湯をしていないことから、本物件への源泉の分湯はしないだろうと思います。源泉の分湯などは重要案件のため、理事長(●E●●)の意向を確認します。</p> <p>※ 以下は、事務長が、理事長の意向を確認した結果を記載したものである。</p> <p>① 買受人に対し、源泉を分湯する意思はない。</p> <p>② 井戸水を供給する意思はない。</p> <p>③ 本件土地と当福祉会の敷地(地番588番3)との境界に、何らかのもの(壁など)を設置したいので、買受人に対し、越境しているインターロッキングの撤去を求める。</p> <p>④ 萩の里で使用している浄化槽は、当福祉会の敷地(地番588番3)内に位置し、本件土地に越境していない。</p> <p>⑤ 本物件への、源泉の分湯管がどこを通っているのか把握していない。</p>
<p>山梨県峡東保健所 衛生課職員</p>	<p>1 本物件を公衆浴場として運営する場合には、公衆浴場法に基づく山梨県知事の許可を受けなければなりません。</p> <p>2 上記を検討している場合、まずは、当課に相談してください。</p>

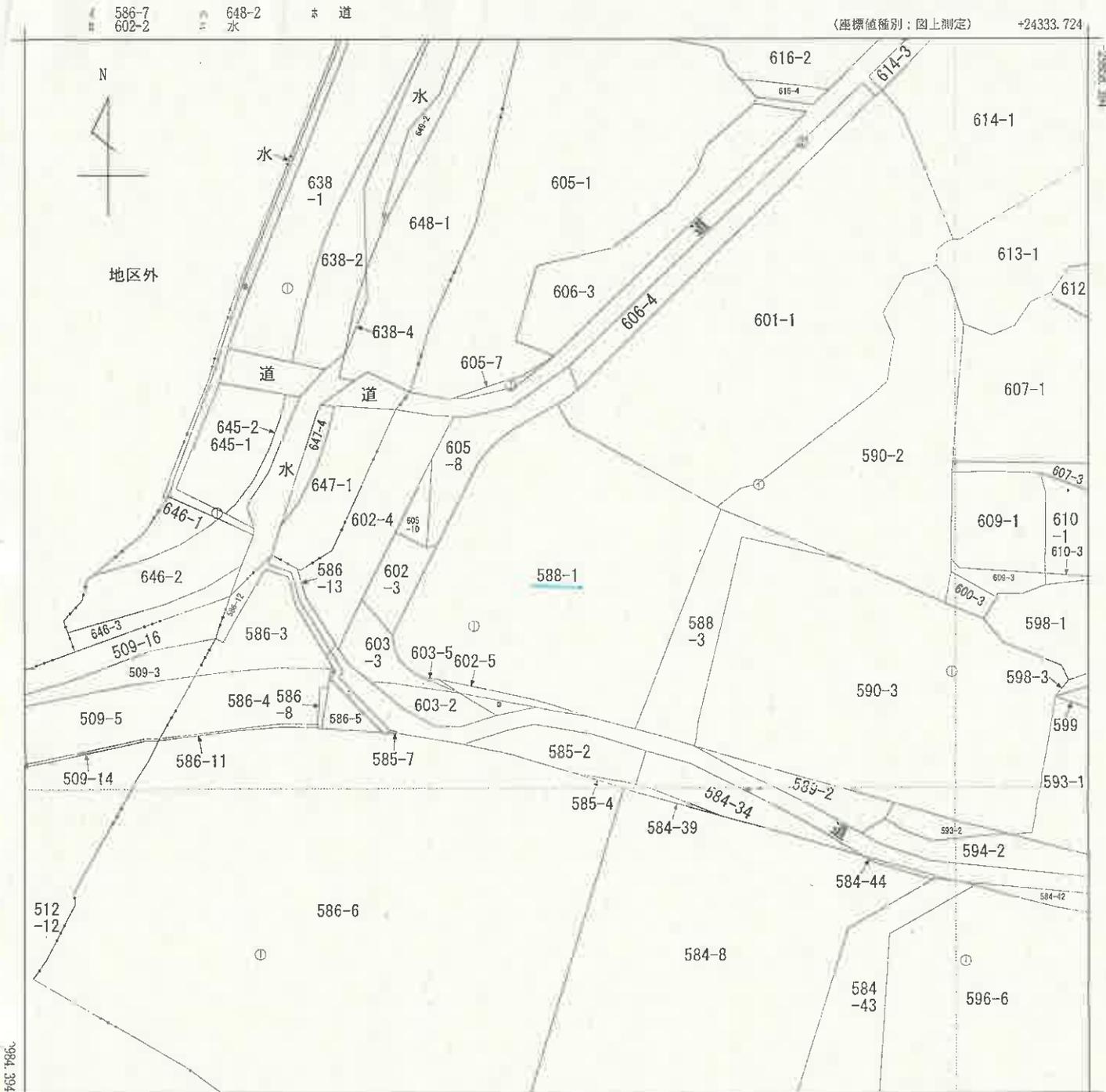
(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

調査の経過		
調査の日時	調査の場所等	調査の方法等
7年 4月11日(金)	甲府地方法務局	登記事項証明書交付請求(郵送)
7年 8月14日(木) 10:00-12:10	物件所在地 (1回目)	現況調査(全戸不在), 外観写真撮影
7年 8月14日(木) 13:30-14:00	峡東保健所衛生課 (山梨市下井尻) (1回目)	同課職員と面談
7年 8月15日(金) 10:00-10:10	甲府地方法務局	登記事項証明書交付請求(窓口)
7年 8月15日(金)	当庁執行官室	峡東保健所宛て資料送付申請書送付(郵送)
7年 9月11日(木) 10:20-11:10	●A●●の住所地 (甲州市塩山下小田原)	●A●●氏と面談
7年 9月11日(木) 11:25-12:25	小田原福祉会 事務所所在地 (甲州市塩山下小田原)	●D●●氏と面談
(特記事項)		
<input type="checkbox"/> 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていると予想されたので, 立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。		
<input type="checkbox"/> 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていたので, 立会人 を立ち合わせ, 技術者に解錠させて建物内に立ち入った。		
<input type="checkbox"/> 令和 年 月 日 休日・夜間執行許可の提示をした。		
<input type="checkbox"/>		

(注) チェック項目中の調査結果は, 「■」の箇所の記載のとおり

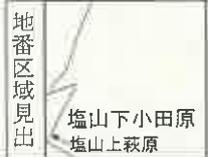
調査の経過		
調査の日時	調査の場所等	調査の方法等
7年 9月22日(月) 10:20-11:20	山梨県峡東林務環境事務所 (山梨市下井尻)	同所環境・エネルギー課職員と面談
7年 9月22日(月) 11:20-11:25	峡東保健所衛生課 (山梨市下井尻) (2回目)	同課職員と面談 申請資料受領
7年 9月22日(月) 15:40-16:20	甲府地方法務局	登記事項証明書(法人)交付請求(窓口)
7年 9月22日(月) 16:50-17:20	当庁執行官室	山梨県森林環境部大気水質保全課職員から電話で聴取
7年 9月25日(木) 10:00-12:00	物件所在地 (2回目)	現況調査, 写真撮影 ●A●●氏と面談 <評価人同行>
(特記事項)		
<input type="checkbox"/> 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていると予想されたので, 立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。		
<input type="checkbox"/> 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていたので, 立会人 を立ち会わせ, 技術者に解錠させて建物内に立ち入った。		
<input type="checkbox"/> 令和 年 月 日 休日・夜間執行許可の提示をした。		
<input type="checkbox"/>		

(注) チェック項目中の調査結果は, 「■」の箇所の記載のとおり



+24208.724 (座標値種別：図上測定)

(注) 国土交通省国土地理院が公表した座標補正パラメータ(touhokutaiheiyouki2011.par)による修正がされています。



請求部	所在	甲州市塩山下小田原字小田原橋			地番	588番1			
出力縮尺	1/500	精度区分	甲三	座標系番号又は記号	Ⅷ	分類	地図(法第14条第1項)	種類	地籍図
作成年月日	昭和57年3月			備付年月日(原図)	昭和58年12月5日		補記事項		

これは地図に記録されている内容を証明した書面である。

(甲府地方法務局管轄)

令和7年2月10日

東京法務局港出張所

地図整理番号：M51180

登記官

(1/1)

(12 枚目)

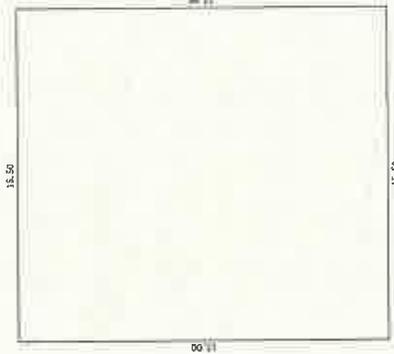
登記年月日：平成25年10月30日

建物図面

各階平面図

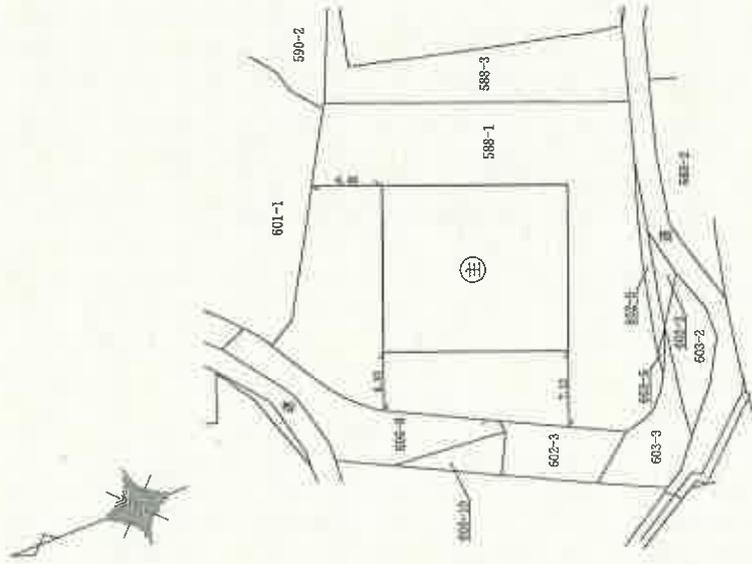
家屋番号 588番1

建物の所在 甲州市塩山下小田原字小田原橋588番地1



求積表

15.50 × 17.00	263.5000
合計床面積	263.5000
	263.50 m ²



(目録連付)

作成者 記載

縮尺 1/250

申請人

縮尺 1/500

(甲本土地産鑑定士会連合会用紙)

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。

(甲府地方裁判所)

令和7年2月10日

東京法務局港出張所

登記官

土地建物位置概略図

ア 586-7

イ 602-2

ウ 585-7



写真撮影
位置・方向



-  浴室(未登記附属建物1)
-  浴室(未登記附属建物2)
-  物置(未登記附属建物3)
-  鉄骨造ポリカーボネート葺の附属構築物 2基
-  インターロッキング(コンクリートブロック敷)
※大凡の位置・範囲



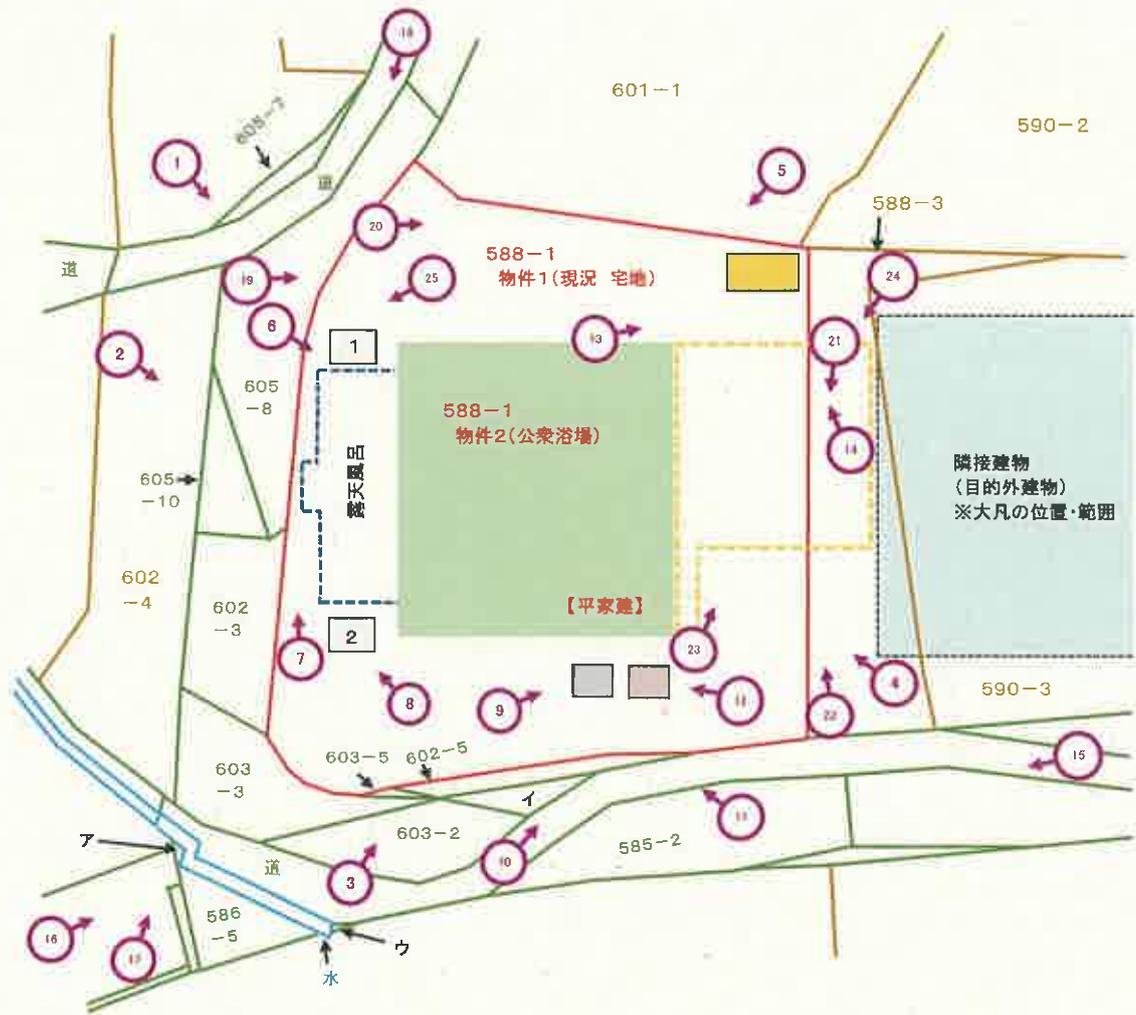
【申立外の近隣地(18筆)を表示】

(14 枚目)

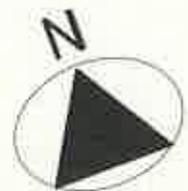
土地建物位置概略図

ア 586-7
イ 602-2
ウ 585-7

写真撮影
位置・方向



-  浴室(未登記附属建物1)
-  浴室(未登記附属建物2)
-  物置(未登記附属建物3)
-  鉄骨造ポリカーボネート葺の附属構築物 2基
-  インターロッキング(コンクリートブロック敷)
※大凡の位置・範囲



【申立外の近隣地(18筆)を表示】

(15 枚目)

間取図（物件2）



未登記附属建物1



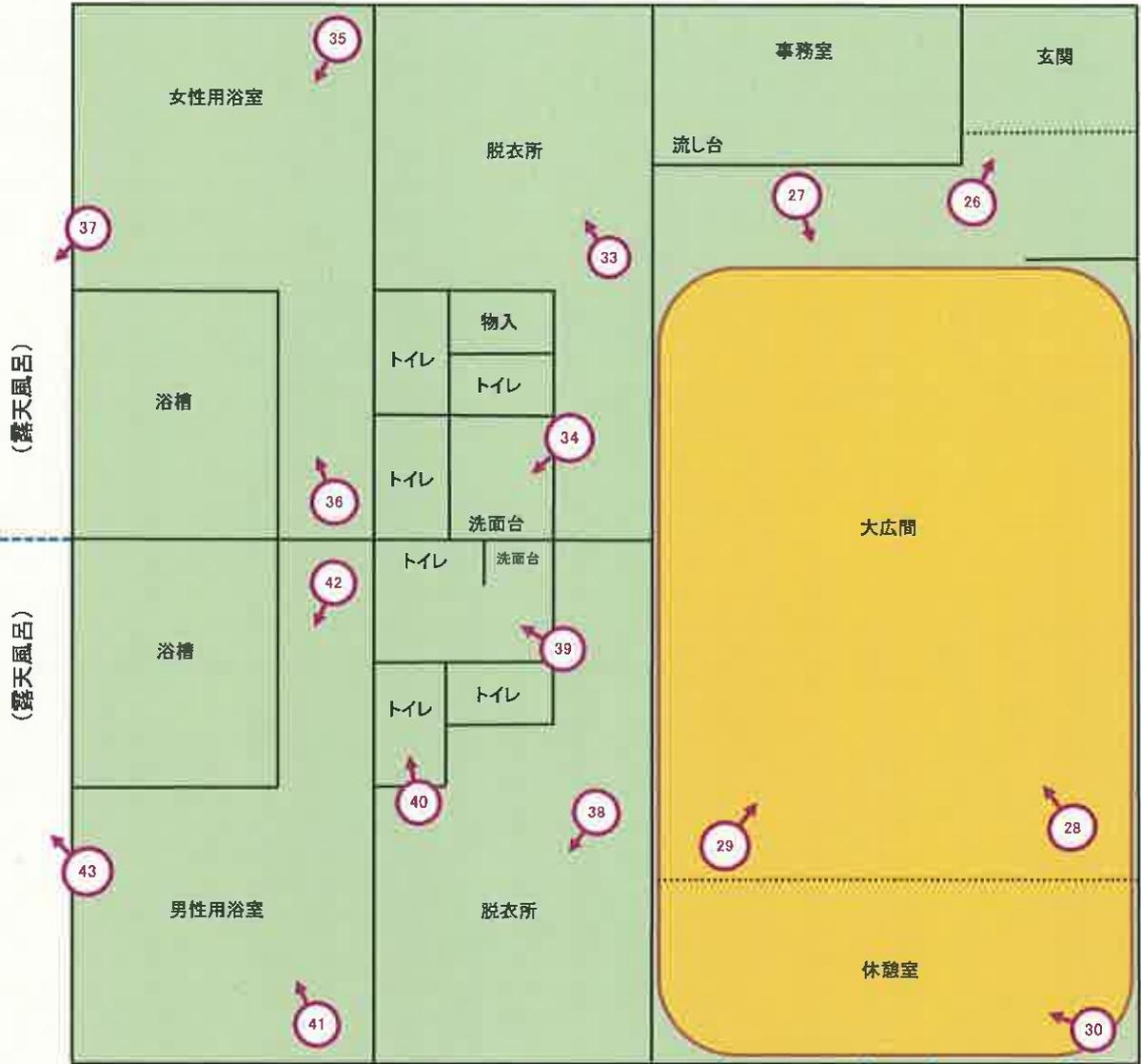
未登記附属建物2



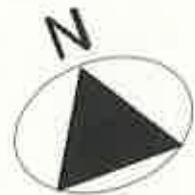
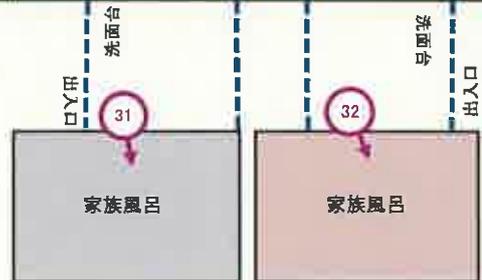
床暖房が設置されていると思われる1415箇所
（大凡の範囲。関係人の陳述による。）



写真撮影
位置・方向

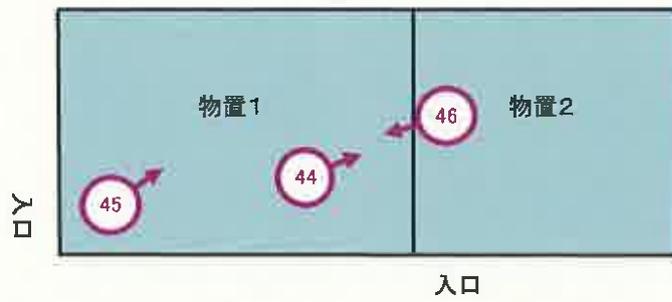


【1階】



間取図（物件2）
未登記附属建物3

 写真撮影
位置・方向



【1階】



（ 17 枚目 ）

1

物件2(公衆浴場)



2

物件2(公衆浴場)



3

物件2(公衆浴場)



4

物件2(公衆浴場)



5

物件2(公衆浴場)



6

鉄骨造ポリカーボネート葺の
附属構築物1

露天風呂



7

露天風呂



8

露天風呂



鉄骨造ポリカーボネート葺の
附属構築物2

9

未登記附属建物1(浴室)



10

未登記附属建物1, 2(浴室)



未登記附属建物1, 2(浴室)

11



未登記附属建物2(浴室)

12



未登記附属建物3(物置)

13



未登記附属建物3(物置)

14



物件1(現況 宅地)

15



接道関係

物件1(現況 宅地)

16



接道関係

物件1(現況 宅地)

17



接道関係

物件1(現況 宅地)

18



接道関係

19

物件1(現況 宅地)



本物件への進入路部分を撮影したもの

20

北側隣地(地番601番1)との境界付近に
設置されている擁壁



物件1(現況 宅地)

21

境界線(大凡の位置)



東側隣地
(588-3)

物件1(現況 宅地)

22

境界線(大凡の位置)



物件1(現況 宅地)

東側隣地
(588-3)

23



インターロッキング及びその周辺を撮影したもの

24



インターロッキング及びその周辺を撮影したもの

25



本物件の浄化槽の存する場所と指示された箇所を撮影したもの

26



玄関付近を撮影したもの

27



大広間

28



大広間

29



大広間

30



休憩室

31



家族風呂(未登記附属建物1)

32



家族風呂(未登記附属建物2)

33



脱衣所(女性風呂)

34



洗面台(女性用)

35



浴室(女性用)

36



浴室(女性用)

37



露天風呂(女性用)

38



脱衣所(男性風呂)

39



洗面台及びその周辺を撮影したもの(男性用)

40



トイレ(男性用)

41



浴室(男性用)

42



浴室(男性用)

43



露天風呂(男性用)

44



物置2(未登記附属建物3)

45



物置1(未登記附属建物3)

46



物置1(未登記附属建物3)

令和 7年 (ケ) 第 25号
令和 7年 9月25日 現地調査
令和 7年10月 9日 評 価

甲府地方裁判所 民事部 御中

評 価 書

(物件1・2)

評価人

小川和彦

第1 評価額

一 括 価 格	
金 6, 3 1 0, 0 0 0 円	
内 訳 価 格	
物件1 (土地)	金 2, 5 2 0, 0 0 0 円
物件2 (建物)	金 3, 7 9 0, 0 0 0 円

- ① 一括価格は、物件1・2の各不動産について一括売却(民事執行法61条本文)を行うことを前提とした場合の合計価格である。
- ② 内訳価格は、配当の割付と超過売却(民事執行法73条)の判定を行うことの参考として、一括価格の内訳として算出した価格である。
- ③ 物件1の土地価格は物件2の建物のための敷地利用権価格を控除した価格であり、また、物件2の価格は当該敷地利用権付建物としての価格である。

第2 評価の条件

- ① 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
したがって求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約(売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続きをとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等)等の特殊性を反映させた価格とする。
- ② 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については考慮していない。
- ③ 現地での物件調査は目視可能な部分に限定され、物件に関する情報提供の内容も民事執行法58条4項に定める場合を除いて、公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

現況欄に記載のない事項については、ほぼ登記記載と同じ。

番号	所在等	登記	現況
1	所在地 地番 地目 積地 所有者	甲州市塩山下小田原字小田原橋 588番1 雑種地 915m ² B	宅地
2	所在地 家屋番号 種類 構造 床面積 所有者	甲州市塩山下小田原字小田原橋588番地1 588番1 公衆浴場 鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき平家建 263.50m ² 有限会社ゆうゆう倶楽部	
特記事項			
現況調査報告書記載の、物件2の未登記附属建物3棟について、経済価値はない。			

第4 目的物件の位置・環境等

1 対象土地の概況及び利用状況等（物件1）

位置・交通	JR中央本線「塩山」駅北東方道路距離約5.4km	
付近の状況	戸建住宅を中心とする地域で、ケアハウス等も混在。	
主な公法上の規制等 (道路の幅員等の個別的な規制を考慮しない一般的な規制)	都市計画区分 建ぺい率 容積率	非線引都市計画区域 指定 70% 指定 200%
画地条件 (規模、形状等)	物件1 地積 : 915㎡ 間口 : 約31m 奥行 : 約34m 形状 : ほぼ整形 地勢 : ほぼ平坦 高低差 : 接面道路とほぼ等高～約4m高い 接面道路との関係 : 角地(増価要因とはならない)	
接面道路	南側及び北西側幅員約4.8m～6.9m舗装市道上下小田原18号線(建築基準法第42条1項1号)	
土地の利用状況及び隣地の状況等	物件1は物件2の敷地となっている。	
供給処理施設	ない	
特記事項	物件1は隣接地との境界が不明確であるので、境界の確定を要する。	

2 建物の概況及び利用状況（物件2）

区 分		
建築時期及び経済的残存耐用年数	建築年月日(登記記載) 経過年数 経済的残存耐用年数	平成25年10月 7日新築 約12.0年 8.0年
仕 様	構 造 屋 根 外 壁 内 壁 天 井 床	鉄骨造 合金メッキ鋼板ぶき サイディング クロスほか クロスほか ビニールシートほか
床面積（現況）	263.50㎡	
現 況 用 途 等	公衆浴場	
品 等	中位	
保守管理の状態	劣る	
建物の利用状況	現況調査報告書記載のとおり	
特 記 事 項	引湯ができないので、公衆浴場としての利用はできない。	

第5 評価額算出の過程

I 積算価格の試算

1 基礎となる価格及び評価額（一括価格）の判定

① 物件1（土地）

物件番号	標準画地価格 (円/m ²) ア	個別格差 イ	地積 (m ²) ウ	建付減価 補正率 エ	共有持分 割合 オ	建付地価格 (円) ア×イ×ウ×エ×オ=カ
1	6,450	0.80	915	1.00		4,720,000

ア 標準画地価格(公示価格等からの規準)

地価調査 甲州(県)-5

基準価格 時点修正 標準化補正 地域格差 標準画地価格
 $6,500\text{円}/\text{m}^2 \times 99.3/100 \times 100/100 \times 100/100 = 6,450\text{円}/\text{m}^2$

◇時点修正：月率-0.25%を補正

◇標準化補正：必要なし。

◇地域格差：必要なし。

イ 個別格差：供給処理がない△20

ウ 地積：登記記載の地積。

エ 建付減価：1.00

② 物件2（建物）

物件番号	再調達原価 (円/m ²) ア	現況延床 面積(m ²) イ	共有持分 割合 ウ	現価率 エ	市場性 修正率 オ	建物の価格 (円) ア×イ×ウ×エ×オ=カ
2	200,000	263.50		0.11	1.00	5,800,000

ア 再調達原価：200,000円/m²

イ 現況延床面積：263.50m²

エ 現 価 率：経過年数12.0年、経済的全耐用年数20.0年、残価率3%とした定率法(0.122)と
 観察減価法(維持管理△0.1と査定)を併用して下記のとおり査定した。

現価率=0.122×(1-0.1)≒0.11

オ 市場性修正：1.00

2 個別価格の査定

① 敷地利用権価格

物件番号	建付地価格 (円) ア	敷地利用権等割合 イ	敷地利用権等価格 (円) ア×イ=ウ
1	4,720,000	0.10 使用借権	470,000

② 内訳及び一括価格

物件 番号	基礎となる価格 (円) (1①カ, 1②カ)ア	敷地利用権価格 の控除及び加算 (円) (2①ウ) イ	積算価格 (円) ア±イ=ウ	構成比
1	4,720,000	-470,000	4,250,000	40
2	5,800,000	+470,000	6,270,000	60
合計	10,520,000		10,520,000	100.0

基礎となる価格に対して、敷地利用権価格の控除または加算を行って、積算価格を上記のとおり査定した。

II 収益価格の試算

(総収益を粗利回りで還元する方法による)

新規に賃貸借に供することを想定し、総収益(想定)を粗利回りで還元し、収益価格を次のとおり査定した。

総収益 (円) ア	家賃等 補正 イ	粗利回り ウ	その他 補正 エ	収益価格 (円) ア×イ÷ウ×エ=オ
840,700	1.00	15.0%	1.00	5,600,000

*総収益

倉庫・資材置場として賃貸に供することを想定し、月額支払賃料70,000円、敷金を1ヶ月と査定し、総収益(概算額)を査定した。

$$70,000\text{円} \times 12\text{ヶ月} = 840,000\text{円 (年額支払賃料)} \rightarrow \text{①}$$

$$70,000\text{円} \times 1\text{ヶ月} \times 1\% = 700\text{円 (敷金運用益)} \rightarrow \text{②}$$

$$\text{①②合計} = 840,700\text{円}$$

*粗利回り

類似の不動産の還元利回り、必要諸経費および投資対象としての危険性等を考慮して査定。

Ⅲ 評価額の決定

1 試算価格の調整

	占有減価修正前 試算価格(円) ア	占有 減価率 イ	試算価格 (円) ア×イ=ウ
① 積算価格	10,520,000	1.00	10,520,000
② 収益価格	—	—	5,600,000
③ 調整後の価格			10,520,000

*収益価格は想定要素を多く含むので参考程度にし、積算価格を採用し、調整後の価格を査定した。

2 評価額の判定

調整後の価格に対して、競売市場性修正率等に乗じて、評価額の総額を次のとおり決定した。

調整後の価格 (円) ア	市場性 修正率 イ	競売市 場修正 率 ウ	その他の 控除減価 実額 エ	評価額 (円) ア×イ×ウ-エ=オ
10,520,000	1.00	0.60	0	6,310,000

イ 市場性修正率 : 必要なし
ウ 競売市場性修正率 : 0.60
エ その他の控除 : 必要なし

3 内訳価格の判定

評価額の総額に対して、構成比(積算価格の個別価格比)に乗じて、各物件の評価額を次のとおり決定した。

物件 番号	評価額 (円) ア	構成比 イ	内訳価格 (円) ア×イ
1	6,310,000	40%	2,520,000
2	6,310,000	60%	3,790,000
一括価格(合計)			6,310,000

第6 参考価格資料

1 地価調査価格 甲州(県)-5

所 在：甲州市大和町日影字居村73番
地 目：宅地
価 格：6,500円/m²(対前年変動率 -3%)
位 置：J R 中央本線「甲斐大和」駅1.8km
価 格 時 点：令和 7年 7月 1日
地 積：401m²
供給処理施設：水道、下水
接 面 街 路：北西6m県道、背面道
用途指定等：都市計画区域外
地域の概要：農家住宅の中に空地等が見られる住宅地域

以 上

位置図

物件1、2



塩山荘

ともしび福祉作業所
神金郵便局

塩山警察署神金駐在所

甲州市立
神金小学校

甲州市神金公民館



1/10,000

国土地理院基盤地図

登記年月日: 平成25年10月30日

これは図面に記録されている内容の正確性を証明するものではありません。
(甲府地方支務局管轄)

令和7年2月10日

東京支務局 建設課

支務局

各階平面図



求積表

15.50×17.00	$=$	263.5000
合計		263.5000
床面積		263.50 ㎡

建物図面 各階平面図

家屋番号	588番1
建物の所在	甲州市権山平小田原字小田原番588番地1

北



作成者

縮尺 1/250

申請人

縮尺 1/500

(日本建築学会標準図面用紙)

A4判に縮小